

## 白山市任意の構造計算適合性判定実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第5項及び第18条第4項の規定する構造計算適合性判定を要しないこととされている建築物の許可、認定及び確認（以下「許可等」という。）の審査を実施するに当たり、構造計算適合性判定に準じた審査（以下「任意判定」という。）を行うために必要な運用事項を定める。

(任意判定の対象となる建築物)

第2 本要領に基づく任意判定の対象となる建築物又は建築物の部分は、次に掲げるもので法第20条第2号又は第3号に該当するものとする。

- (1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく認定を受ける建築物
- (2) 法第85条第5項の規定に基づく許可を受ける建築物
- (3) 法第86条の7第1項の規定に基づく適用を受ける建築物
- (4) 法第86条の8第1項の規定に基づく認定を受ける建築物

(任意判定を行う機関等)

第3 任意判定を行う機関は、都道府県知事が指定する指定構造計算適合性判定機関（以下「判定機関」という。）その他の本要領に基づく事務処理が適用できると認める機関とする。

(任意判定を行う時期)

第4 原則として任意判定は対象法令に基づく許可等の申請を行うまでの間に行うものとする。

(任意判定と関係法令の規定に基づく許可等との関係)

第5 原則として任意判定を受けなければ、対象法令に基づく許可等は行わないものとする。

(任意判定の基準)

第6 任意判定の基準は、法第6条第5項及び第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定に準ずるものとする。

(計画変更の取扱い)

第7 当該許可等の計画に変更がある場合は、法第6条第5項及び第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定に準ずるものとする。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。